

八丈町農業委員会

第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和元年 6 月 25 日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和元年6月25日(火) 9：00～11：00

2.場所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	"	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	"	8	大澤 正雄
"	2	伊勢崎 武二	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁	"	10	奥山 完己
"	4	菊池 寛	"	11	青木 保憲
"	5	磯崎 典雄	"	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
"	2	加藤 純生	"	6	浅沼 孝教
"	3	笹本 守彦	"	7	奥山 利平
"	4	西條 忍			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：7番 菊池 家司委員、8番 大澤 正雄委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 6) 議案第4号 非農地証明交付申請について
- 7) 協議第1号 顕彰・表彰事業における選出者の決定について
- 8) 報告第3号 前回総会の経過

9) その他

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 浅沼 利光
事務局 廣瀬 悠志、事務局 大宮 晴香

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

10) 八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ

11) 八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行

12) 島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴

13) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが7番委員・8番委員お願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和元年6月25日提出 八丈町農業委員会
会長 沖山 慶孝 番号1案件は複数筆となりますので、各筆所在から平米数までを読み上げていき、合計まで読上げた後権利種別等読み上げて参ります。農地の所在大字 番
1 登記 田 現況 畑 農振区分 農振内 面積764.00平方メートル 農地の所在
大字 番 登記 田 現況 畑 農振区分 農振内 面積147.00平方メー
トル農地の所在 大字 番 登記 田 現況 畑 農振区分 農振内 面積285.
00平方メートル 農地の所在 大字 番 登記 田 現況 畑 農振区分
農振内 面積263.00平方メートル 合計筆数4筆となり合計面積は1459.00平
方メートルとなり、無償での譲渡とのことです。譲渡人 是は体力的に農業を続け
ていくことが難しく、農地として譲り渡す。譲受人 是は 申請地を譲り受け、農
地として有効利用していく。
作付予定作物は、ロベレニー（露地）の耕作を計画されておられます

番号2案件は複数筆となりますので、各筆所在から平米数までを読み上げていき、合計まで読み上げた後権利種別等読み上げて参ります。農地の所在 大字 番1 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外 面積1,155.00平方メートル 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外 面積828.00平方メートル農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外 面積498.00平方メートル 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内 面積333.00平方メートル合計筆数4筆となり合計面積は2,811.00平方メートルとなり、無償での譲渡とのことです。譲渡人 は体力的に農業を続けていくことが難しく、農地として譲り渡す。譲受人 は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物は、アシタバ(露地)の耕作を計画されております

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

最後に許可要件について説明します。番号1の農地の譲受人につきましては、奥さんと協力して農業を行っていくとのことですので許可することに問題ないものかと見込んでおります。

150日以上の中時従事要件も確認とったところ問題無いとのことです。下限面積についても下限1アールを超えておりますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

続きまして番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご覧ください

【番号2申請地説明】

最後に許可要件について説明します。番号2の農地の譲受人につきましては、お母様と協力して農業を行っていくとのことですので許可することに問題ないものかと見込んでおります。

150日以上の中時従事要件も確認とったところ問題無いとのことです。下限面積についても下限1アールを超えておりますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思ひますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員7番から意見を伺ひたいと思ひます。7番推進委員お願ひします。

推進委員7番 事務局説明の通り若手の農業者にとっては大変喜ばしいことかと思ひれます。是非許可いただけるようよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 6 番委員お願いします。

農業委員 6 番 事務局説明の通り、担い手確保につながる案件と捉えておりますので、本件許可をいただけるようよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。番号 2 農地に関しまして、地区推進委員 3 番から意見を伺いたいと思います。3 番推進委員お願いします。

推進委員 3 番 事務局説明の通り譲受人はお母さまと一緒に農業を行うとのこと。是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 1 番委員お願いします。

農業委員 7 番 事務局説明の通り、問題無いと思われま。本件許可をいただけるようよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら議案第 1 号に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、議案第 2 号・農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）事務局説明願います。

事務局 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和元年 6 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号 1 農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農用内 面積
5 , 3 5 7 . 0 0 平方メートル 合計筆数 1 筆となり合計面積は 5 , 3 5 7 . 0 0 平方メートルとなります。

所有権を移転する者 所有権の移転を受ける者 利用目的は
鉢物 売買価格は 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 移転時期は令和元年 8 月 3 0 日支払方法は現金
払いとして相手方口座へ一括振り込む契約となっております。その支払期限は令和元年 8 月 3 0 日となっております。

...続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

<対象地説明>

続きまして許可要件について説明します。所有権を移転される　　さんは農業を営んでおらず今後も農業を行うことは無いとのこと。所有権移転を受ける方になります　　さんにつきましては、農業委員の方であり、全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長　説明が終わりました。それでは議案第2号の農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますが、委員の中に本案件の当事者がおりますので一時退室をお願いします。

議長　それでは番号1農地に関しまして、地区推進委員2番から意見を伺いたいと思います。2番推進委員をお願いします。

推進委員2番　事務局説明の通り問題ない案件だと思われ。是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長　続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います3番委員をお願いします。

農業委員6番　事務局説明の通り、全く問題ないと思いますので、本件許可をいただけるようよろしくお願いいたします。

議長　はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら議案第2号に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長　異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。

議長　それでは続きまして、議案第3号・農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用券貸借）事務局説明願います。

事務局　議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年6月25日提出　八丈町農業委員会　会長　沖山　慶孝

番号1案件につきましては複数筆の案件となりますので、各筆平米数まで読み上げた後、権利種別等読み上げて参ります。農地の所在大字　　番　登記畑　現況畑
農振区分　農用内　面積2,020.00平方メートル農地の所在　大字　　番
登記畑　現況畑　農振区分　農用内　面積1,455.00平方メートル合計筆数

2筆となり合計面積は3,475.00平方メートルとなります。内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は フェニックス・ロベレニーとの計画です。設定期間は令和元年7月1日から10年間の設定ですので満了日は令和11年6月30日となります。年間賃借料は 無償 となっております。

続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

続きまして許可要件について説明します。利用権を設定される さんは口ベを行うことは考えておらず。きれいに使用してもらえのなら貸したいということです。利用権設定を受ける方になります さんにつきましては、既に長く農業に従事されている方であり、全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

議長 説明が終わりました。それでは番号1農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関して、地区推進委員2番から意見を伺いたいと思います。2番推進委員をお願いします。

推進委員2番 事務局説明の通り問題ない案件だと思われます。是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います3番委員をお願いします。

農業委員3番 現在口ベがきれいに植えられており、 さんも昔から口ベを頑張って出荷している農家ですので、全く問題ないと思います。本件許可をいただけるようよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら議案第3号に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、議案第4号・非農地証明交付申請について事務局説明願います。

事務局 議案第4号非農地証明交付申請について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、審議(意見)を求めます。令和元年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
農地の所在 大字 登記 畑 現況 山林 農振区分 農要外 面積 69.00平方メ

ートル内容といたしましては非農地証明願の届出によるものとなります。所有者氏名
 非農地の事由昭和53年1月1日の地積図において既に 番と 番に分筆
 されていた、登記記録全部事項証明書上は昭和59年12月4日の国土地調査による成果となっ
 ている。都道拡幅などで分筆された結果1744番2の狭小な農地が残ってしまった。申請者はすで
 に島を離れ、農業に従事する可能性が無いこと、第三者に農地として譲渡したとしても、周辺
 に農地がなく集約できないため、利用される可能性が低いことなどから、今回非農地証明を願
 い出ることとした。

…続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

議案第4号番号1の農地の説明に移ります。所在・順路のご説明をいたしますので対象地域広
 域図をご覧ください。広域図の印がございます、より都道循環線方向へ200m進
 み、右折45m進んだ右手側にこの土地がございます。69㎡と狭く現在使用されていない状
 況です。6月7日に3番委員及び事務局と現地調査をしました。資料にある写真で皆さんにも
 見ていただいたとおり、農地としては使われていませんので、非農地証明をしても問題はない
 と思います。以上で、現地調査報告を終わります。

説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。それでは番号1農地につきまして、推進委員と農業委員から補足
 説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまし
 て、地区推進委員7番から意見を伺いたいと思います。7番推進委員お願いします。

推進委員7番 現地確認に私も行ったのですが、農地として利用するのは無理だと思います。是非許可いた
 だけようよろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います現地確認を行った6番委員お願いします。

農業委員6番 事務局と現地確認を行いましたが、都道に面しており面積も狭く農地としては利用出来ないと思
 いますので全く問題ないと思います。本件許可をいただけるようよろしくお願いたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。

…無いようでしたら議案第3号に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、協議第1号・顕彰・表彰事業における選出者の決定について事務局説明
 願います。

事務局 協議第1号・顕彰・表彰事業における選出者の決定について説明いたします。前回総会で推薦

していただいた企業の農業経営顕彰事業 氏、及び農業後継者顕彰事業 氏、
について事務局で経歴及び収入など調査した結果、推薦して問題がある点は見受けられませ
んでした。事務局としてはこの二人で決定して問題ないと考えます。

説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら協議第1号に關しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、協議第1号については2名を推薦することに決しました。

議長 それでは続きまして、報告第3号前回総会の経過についてですがこの件につきましては、
皆さん目を通していただければと思います。

議長 それでは最後に次回総会日程ですが、7月22日(月)午後3時30分からは、
本日の議案及び協議事項について全て終了したため閉会とします。